

産業廃棄物処理業計画書に係る意見

(諮問第 1 号・諮問第 2 号に対する意見)

諮問第 1 号及び諮問第 2 号については、平成 24 年 12 月 7 日現地調査を実施し、協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第 3 条第 1 号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良好な生活環境の維持と安全のため、事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じるとともに、保管基準を十分遵守すること。
- 2 事業場内及び近隣周辺は、常に整理整頓に努め、清潔さを維持すること。
- 3 破碎、梱包、集じん機などの施設にあつては、維持管理を徹底した上、安全性を確保し、特に粉じん、振動、騒音については環境保全対策に万全を期すこと。
- 4 アスベストを含む廃棄物については特に、積替え保管施設の維持管理を徹底し、安全性を確保すること。また、自主的な検査を実施すること。
- 5 昨年に同様、国民的な課題となっている放射性物質による汚染がれき等の混入の不安があるため、定期的な計測に努めること。